太陽光および風力発電設備の新増設申込時におけるご提出書類の変更について

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。平素は格別のご厚情を賜り厚く 御礼申しあげます。

さて、当社エリアでは、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、2019 年 9 月より、既連系(申込済未連系含む)の太陽光発電設備(10kW 以上)および風力発電設備の各発電事業者さまに対し、出力制御に必要な機器設置等をいただくようお願いさせていただいております。

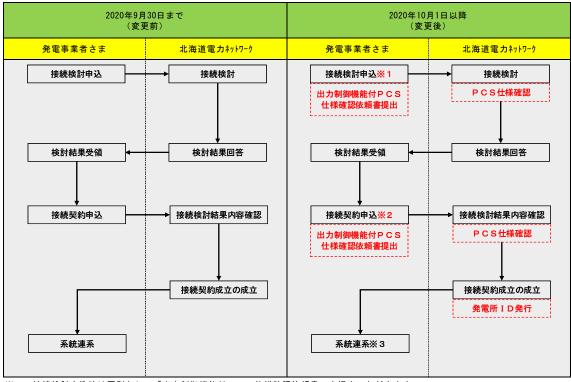
このたび、出力制御機能付パワーコンディショナー(PCS)が製品化されたこと等を踏まえ、2020年10月1日以降の太陽光発電設備(10kW以上)および風力発電設備の系統連系に関する申込分につきましては、申込時点での出力制御機能付PCS仕様確認依頼書*の提出を必須とし、系統連系の開始は出力制御機能付PCSの設置後といたしますので、あらかじめお知らせいたします。

※ 提出様式や記載要領は別紙を参照いただき、記載にあたっては、PCSメーカーさま 等にご相談ください。

当社は、電力の安定供給を前提として、今後も再エネの円滑な接続に向けた対応を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

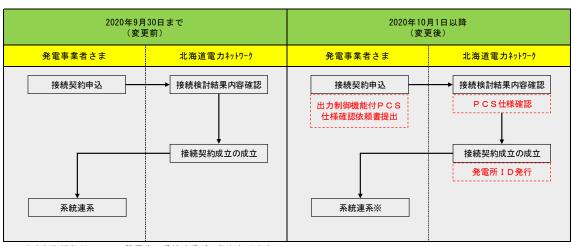
敬具

【系統連系までの流れ(高圧)】



- ※1 接続検討申込時は原則として「出力制御機能付PCS仕様確認依頼書」を提出いただきます。
- ※2 接続契約申込時は「出力制御機能付PCS仕様確認依頼書」の提出を必須とします。ただし、接続検討申込時に提出いただいた内容に変更なく、かつ、組み合わせに問題がない場合は提出を不要とします。
- ※3 出力制御機能付PCSの設置後に系統連系が可能となります。

【系統連系までの流れ(低圧)】



※ 出力制御機能付PCSの設置後に系統連系が可能となります。